

令和元年第4回(9月)川南町議会定例会会議録

令和元年9月24日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年9月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第42号 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第43号 川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて
- 日程第3 議案第44号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 川南町税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の
- 日程第6 議案第47号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第11 議案第53号 川南町漁村健康増進センター条例の廃止について
- 日程第12 議案第54号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第55号 工事請負契約締結について
- 日程第14 議案第56号 工事請負契約締結について
- 日程第15 議案第57号 財産の取得について
- 日程第16 議案第58号 財産の取得について
- 日程第17 議案第59号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第60号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第61号 令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第62号 令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第63号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第64号 令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 認定第 1号 平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 2号 平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 3号 平成30年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第28 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第29 同意第 8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第30 発議第 1号 国土強靱化対策の推進を求める意見書について
- 日程第31 請願第 1号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を
求める請願書
- 追加日程第1 発議第 2号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を
求める意見書
- 日程第32 人口問題対策調査当別委員会調査中間報告(第3回)について
- 日程第33 議員派遣の件について
- 日程第34 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹 本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川 上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

- 議長（河野 浩一君） これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
- しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時35分再開

- 議長（河野 浩一君） 会議を再開します。
- 休憩前に引き続き会議を続行します。
- 日程第1、議案第42号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第43号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて、日程第3、議案第44号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第45号川南町税条例等の一部改正について、日程第5、議案第46号川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について、日程第6、議案第47号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第7、議案第49号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第50号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第9、議案第51号川南町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第52号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について、日程第11、議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止について、日程第12、議案第54号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、日程第13、議案第55号工事請負契約締結（運動公園テニスコート施設改修工事）について、日程第14、議案第56号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）について、日程第15、議案第57号財産の取得（地域活性化拠点施設備品購入（厨房機器、冷蔵機器等））について、日程第16、議案第58号財産の取得（消防団用積載車購入）について、本、16議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

- 総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について関係課職員の出席を求め説明を受け慎重に審査しましたので、その経過と結果について

御報告申し上げます。

議案第 42 号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについては、全員賛成で可決です。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。一般職非常勤職員から会計年度任用職員と名前が変わって、少し処遇が改善されますが、役場の中では必要人員で、仕事内容もベテランです。意欲的に励んでいる職員を大事にしてほしい、正職員化も必要ではないかとの意見がありました。

議案第 44 号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決です。住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が令和元年 11 月 5 日から施行されることに伴うものです。

議案第 45 号川南町税条例等の一部改正については、全員賛成で可決です。この改正は、地方税法の一部改正に伴い、関係する川南町税条例等について一部を改正するものです。主なものは、①子供の貧困に対応するための非課税措置規定の追加、②大法人に対する電子申告に関する規定の追加、③軽自動車税の環境性能割の導入とグリーン化特例の見直しを行うものです。消費税 10%への増税を前提にしたもので反対との意見がありました。

議案第 46 号川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理については、賛成多数で可決であります。消費税法、地方税法が本年 10 月 1 日改正されることに伴い税率が引き上げられるため、関係する条例に必要な事項を改正するものです。今回実施される消費税 10%の増税強行を前提にしたもので反対との意見がありました。

議案第 47 号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全員賛成で可決であります。

議案第 49 号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決であります。少子化が加速しており、子育て支援が必須条件であり、本町の喫緊の課題であり、子ども子育て課等を設置し、その対応にあたり、子どもの出生率増加を図るべきとの意見がありました。

議案第 51 号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決です。

議案第 52 号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理については、全員賛成で可決であります。差別をなくす努力をしてほしいとの意見がありました。

議案第 55 号工事請負契約締結については、全員賛成で可決であります。運動公園テニスコート施設改修工事で人工芝化の契約ですが、運動公園全体の環境整備・草刈美化について町民がいつもきれいだ、使いやすい、と喜ぶようにしてほしいとの意見がありました。以上で総

務厚生常任委員会に付託されておりました報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

議案第 43 号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについては、補足説明でもありましたが、市町村で森林所有者に今後、所有森林の経営管理等を4年間で調査し、その意向を確認します。その中で市町村に委託したいと回答があった場合に協議し経営管理の委託手続を行い、林業経営に適した森林は林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が管理します。今回の譲与税は規定に基づく森林の整備などが必要になった場合その財源を充てます。課税については令和6年度からとし、全国の納税義務者は約6,200万人に一律1,000円を課税し市町村に私有林人口面積（50%）、林業従事者数（30%）、人口（20%）に按分されます。

議案第 50 号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員認定資格研修の内容について確認しましたが、6分野、16項目で24時間の4日間程度の研修を受けるものですが、この資格を有している方は町内の各児童クラブで1、2名になっています。後の方は補助員として放課後児童クラブについております。

議案第 53 号川南町漁村健康増進センター条例の廃止については所管の担当課長及び担当職員と現地調査を行い説明を受けました。昭和54年度漁業村落振興緊急対策事業補助金、事業費6,690万円で国県55%の補助を活用し建設しましたが、耐用年数47年となっていますが、経過年数は39年で処分制限期間は残っておりますが劣化が激しく今後の活用については地元説明会を行いました。住民からの意見としては取壊しについては使用者も少なく施設も古いので仕方ない、跡地の活用については高齢者が多くなっているため健康寿命を延ばせるような施設を作ってほしい、平屋の施設は欲しいが通浜の中央が良い、今後の利用方法を考えるときにアンケートを取ってほしいなどの意見があったとの報告でした。

議案第 54 号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、今回公募によらずに川南まちづくり株式会社に選定した理由は川南町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第5条中「公募によらず、長が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる」の規定に基づくことから、町も200万円の出資をしており、公募に至らなかったとの説明を受けました。今後指定管理者として管理料の発生があるのか、の委員会の質問では、24時間管理する施設があることから、今後ありうるかもしれないことから今後検討課題とのことでした。

議案第 56 号工事請負契約締結については、所管の担当課長及び担当職員と現地調査を

行い説明を受けました。今回の契約の内容は、PA 内の各整備工事になっております。内容は緊急車両進入路整備、下り線増設駐車場整備、広場の整備、歩廊の整備、拠点施設の正面となるトイレ等の目隠しフェンス整備、上り線増設駐車場整備、地下埋設ケーブル補強となります。

議案第 57 号財産の取得については、地域活性化拠点施設の厨房機器、冷蔵機器などで委員会で各コーナーのすべての備品一覧の提出を受け確認いたしました。

以上、慎重に審査し文教産業常任委員会に付託されました議案第 43、50、53、54、56、57 号の 6 議案については全員賛成で可決です。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第 42 号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。これから議案第 42 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 42 号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 43 号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。これから議案第 43 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 43 号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 44 号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 44 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 44 号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 45 号川南町税条例等の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 45 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 45 号川南町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 46 号川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第 46 号川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について、反対討論を行います。

この議案第 46 号は令和元年 10 月 1 日に 10%に税率を引き上げるため条例改正するものです。私ども日本共産党は、消費税増税の中止、暮らしに希望を、三つの提案を掲げています。①8時間働けば普通に暮らせる社会に、②暮らしを支える社会保障を、③お金の心配なく、学び、子育てができる社会を、の財政規模は 7.5 兆円。家計を直接応援するものばかりで、消費税 3%減税に匹敵する規模です。消費税に頼らず、大企業・富裕層の優遇税制の是

正などで確保できます。安倍政権が10月から強行を狙う消費税率10%への引上げ。増税開始を前に矛盾と問題点がますますはっきりしてきました。政府は増税対策として複数税率やポイント還元等の準備を進めています。しかし国民は半数が反対。毎日新聞の調べです。ポイント還元はキャッシュレスを前提にしている点が大問題です。買い物がすべて記録され、完全な監視社会ができてしまいます。特に若い世代の反対が強く、約6割に上ります。経済産業省によると、増税開始時にポイント還元に参加する店舗は約60万店、対象店舗の約3割にとどまるといいます。これでは経済対策としての効果は期待できません。実質賃金は7箇月連続マイナス。過去の増税時と違い、家計には駆け込み需要の力はありません。私も買い物に出かけてみましたが、お店の話では9月になっても誰も来ない、こんなことは初めてだと言っていました。財布のひもはますます固くなっていると言えます。生きていくうえで欠くことのできない水にまで税金をかけることは認められません。10月からの増税で町民負担が増す中、地方自治体が使用料・手数料にまで税金をかけることは認められません。町民の暮らしと福祉を守る自治体の姿を求めまして、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第46号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第46号川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第47号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました

議案第 49 号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 49 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 49 号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 50 号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 50 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 50 号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 51 号川南町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 51 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 51 号川南町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 52 号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 52 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 52 号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 53 号川南町漁村健康増進センター条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 53 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 53 号川南町漁村健康増進センター条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました

議案第 54 号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 54 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 54 号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 55 号工事請負契約締結（運動公園テニスコート施設改修工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 55 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 55 号工事請負契約締結（運動公園テニスコート施設改修工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 56 号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南 P A 改修工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 56 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 56 号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南 P A 改修工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 57 号財産の取得（地域活性化拠点施設備品購入（厨房機器、冷蔵機器等））について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 57 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 57 号財産の取得（地域活性化拠点施設備品購入（厨房機器、冷蔵機器等））については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（河野 浩一君） 暫時休憩します。

会議を再開します。ここで、総務厚生常任委員長の報告をお願いします。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第 58 号について、報告が漏れていましたので、追加報告をいたします。議案第 58 号は消防団用積載車購入について宮崎ラビットポンプ有限会社代表取締役関圭一朗氏を相手方とした契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでした。総務厚生常任委員会に付託されていまして、審査の結果全員賛成で可決になっております。報告漏れがありました。申し訳ございません。報告いたします。

○議長（河野 浩一君） これで委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論採決を行います。

議案第 58 号財産の取得（消防団用積載車購入）について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 58 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 58 号財産の取得（消防団用積載車購入）については、委員長報告のとおり可決されました

日程第 17、議案第 59 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 18、議案第 60 号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 19、議案第 61 号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 20、議案第 62 号令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 21、議案

第 63 号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 22、議案第 64 号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、以上、6 議案を一括議題とします。

本、6 議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子委員長） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について関係課職員の出席を求め、説明を受け慎重に審査しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。議案第 59 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）については、全員賛成で可決です。この補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 3 億 9,781 万 7 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 108 億 9,781 万 6 千円とするものです。総務厚生常任委員会に関係する事項について、報告します。意見として、老朽化した養護老人ホーム福寿園新築建替えが予定されているが、町内業者を選んでほしい。安全・安心の確保で消防団に対する予算が組まれています、いつ災害が発生しても対応できるように機器は随時点検し万全を図り、子どもが憧れるようなカッコいいパパ、消防団員であってほしい。川南別館委託費は町民の意見が反映されていない。予算提案理由の説明は、安易に変更せず事業計画に厳格性を持ち将来を見据えて示してほしい。福祉センターについても将来の展望をもって説明をするべきで、雨漏りのないように等、また 10 月からの消費税増税対策があるので反対との意見がありました。

議案第 60 号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、全員賛成で可決であります。この補正予算は、歳入歳出それぞれ 2,628 万 5 千円を追加し、歳入歳出 22 億 771 万 2 千円とするものです。被保険者は平成 31 年 4 月 1 日現在 4,974 人です。被保険者数の減は人口減と後期高齢者医療へ 75 歳から移るためです。基金積立金 2,458 万 9 千円を積むと積立金基金残高は令和元年度末で 5 億 2,591 万 9,177 円となる見込みです。意見として、国保税が高いので引下げについても検討してほしいとありました。全員賛成で可決であります。

議案第 62 号令和元年度川南町介護保険認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）については、全員賛成で可決であります。歳入歳出それぞれ 49 万 5 千円を追加し、歳入歳出 682 万 3 千円とするものです。

議案第 63 号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、全員賛成で可決であります。歳入歳出それぞれ 8,336 万 4 千円を追加し、歳入歳出 17 億 8,229 万 6 千円とするものです。介護保険準備積立基金積立金 5,180 万 2 千円を積むと、令和元年度末で基金残高は 1 億 8,835 万 9,555 円となる見込みです。

議案第 64 号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、

全員賛成で可決です。以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子委員長） 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員と現地調査を行い説明を受けました。

議案第 59 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）についてです。特に意見があった予算について御報告いたします。産業推進課の中で後継者支援について様々な意見が出されました。今回追加予算で計上された農業後継者支援給付金、水産業人材投資事業補助金については、6月に県議会で可決された農業、水産業後継者の支給とその支給方法を新年度分から県の支給に合わせることから対象人数は変わりませんが増額になりました。委員会では、農業後継者と漁業後継者の支給額に 50 万円の差があることに意見がありました。担当課の説明では、今回は県の支給額 100 万円に合わせ、漁業後継者においては 100 万円を一括で、農業後継者については 3 年前より 150 万円の支給を始めていたこともあり、これまでの制度と同額の 150 万円を一括で支給することとし、来年度においては漁業後継者にも農業後継者と同じになるように検討していきたいとありました。また、旧制度の年度ごとに 50 万円支給を受けている後継者については、3 年目まで年ごとに 50 万円支給となります。同じく産業推進課のレタスラッピング機械の導入補助金 60 万 5 千円については、この機械の導入によりこれまでより付加価値のついた製品を出荷できることからの導入補助と言われました。委員会でも意見があがり 3 分の 1 の補助で約 180 万円の機械は JA や生産部会での導入を進めるべきではないか、また今後様々な生産部会からこのような補助を求められたらそのような予算を組んでいくのか疑問であると意見があがりました。商工業振興費の創業者支援事業補助金 550 万円については、商工会の行う創業塾の受講者が増加し今回 4 件分 550 万円を増額し商工業の活性化の支援を行い期待するところです。建設課の町道舗装や補修工事関係では現地での調査を行いその損傷など確認しました。運動公園野球場の砂置き場 127 万 7 千円も現地に赴き説明を受けました。これは雨が降った後にすぐ補修できるよう乾いた砂と土を分けて保管する場所を設置するものです。野球場の北側の敷地の一部にコンクリートを打ち水が溜まらないように傾斜を設けます。広さは 5.36m×4.12m でコンクリートの高さは最大で 1m になり屋根は設けずビニールで覆うようにするものです。教育課では唐瀬原中学校の体育館屋根防水工事については今年度に雨漏りになっており、その箇所が明確でないことから屋根材の隙間をコーキングする工事をするものです。4,000 メーターになるとのことです。文化ホール・図書館空調改修設計委託についてはドーム設置から 20 年経ち、皆様も御承知のようにこの夏の行事がいきなり中止になっている等、修繕では対応できなくなることから来年度の全面改修に向け今回補正で設計をするものです。改修工事になると 2～3 億円かかるのではないかと説明でした。多賀小学校の体育館照明 103 万 4 千円について

は3列のうち中央の列の照明が1つ切れ、水銀灯であることから今回は中央列の5つをLEDに取り換えるものです。ちなみに両サイドの5個ずつ計10個についてはハロゲンがついておりますので、取り換える必要はないとのことでした。

次に議案第61号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）では、鶴戸の本地区配水管布設替工事538万6千円の工事ですが、現在鶴戸の本地区の一部で水圧が弱くなることから赤石地区から配水管をひき鶴戸の本地区の受益者へ対応するものです。今回は2件の受益者が対象ですが、今後この配水管を共有する受益者は増えるのではないかと説明でした。

以上、慎重に審査し文教産業常任委員会に付託された議案第59号、61号の2議案については全員賛成で可決です。以上報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。これから議案第59号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。これから議案第60号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 60 号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 61 号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 61 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 61 号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 62 号令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 62 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 62 号令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 63 号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 63 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 63 号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 64 号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 64 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案 64 号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、認定第 1 号平成 30 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 24、認定第 2 号平成 30 年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第 25、認定第 3 号平成 30 年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3 案件を一括議題とします。本 3 案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（児玉 助壽委員長） 認定第 1 号平成 30 年度川南町一般会計歳入歳出決算のその審査経過と結果について報告いたします。関係課職員の出席を求め、質疑応答を重ね、慎重に審議を行い、討論採決の結果、賛成多数により原案認定と決定いたしました。審査の過程において次のような意見や課題等の問題が提起されました。

予算執行率は 92.9%で不用額が前年度比約 1 億円を上回る 2 億 9,391 万 7,017 円となっています。多いほど良い、節約をしたと勤務評定される不用額が生じています。しかしながら本決算における自治振興費では予算目的を十分に達成しながら、節約によって生じたと言いつても難しい不用額も含まれており、評価に値しません。それは川南西別館建設に関する予算や、総合福祉センター建設に関する事業計画予算のように議会の議決を経て効力が生じた事業計画予算を変更するなど不健全な事業計画予算の作成及び提案が原因であります。堅実な予算の作成編成提案等を基にした、適正な行政執行を求める意見がありました。

また、補助事業の費用対効果の追跡調査を行い、次に活かすべきとの意見もありました。

国の財源依存率が高く、自主財源確保が厳しい状況にある本町の歳入状況を見ると普通交付税算定を誤り依存財源を3億2千583万4千円減額され、歳入不足が生じ前年度決算の余剰金と財政調整基金を取り崩して対応していることから再発防止に努めるとの意見がありました。自主財源確保については、平成27年度以降毎年度税徴収率が向上しており、評価に値しますが、その一方でふるさと納税については、制度を逸脱した返礼品問題が発生し見込み予算に対し6億円の減額になっています。ふるさと納税制度は、自主財源確保が厳しい本町において貴重な財源確保源であり、返礼品の開発等知恵工夫を使い、制度を有効に活用しふるさと納税向上に努めるべきとの意見がありました。また、老朽化が進み延命措置費が施設の運営費を圧迫している川南都農衛生組合の運営について施設の建て替えや、広域連合構想及び、基金の積立等が今後の課題として問題提起されました。本決算を総括すると、予算の大原則であります収入と支出に区切りをつける期間で国地方公共団体とも毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている、法208条1の会計年度独立の原則があるのに区切りをつける期間をまたぎ翌年度に支出する怠慢を容認する地方執行機関の都合の良い繰越明許費制度を乱用しています。一般的に不用額は、予算の目的を十分に達成しながら、節約工夫により生じるものですが、しかしながら原案不用額には議会の議決を経て効力の生じている川南別館建設に関する予算の未執行分や総合福祉センター建設に関する未執行当初予算と繰越明許費との差額が含まれています。また普通交付税の算定の誤りについては、基本的な検算の誤りが原因であります。これらを踏まえると本決算を認定するには値しないと思いますが寛容な議員の多数で原案認定と決定しました。執行機関に置かれましては、寛容な採決に感謝しつつ本決算を反省材料とし、以後の行政財政運営の改善に役立て住民の福祉向上に努めることを強く求めて報告を終わるものであります。

○議長（河野 浩一君） 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長（竹本 修委員長） 認定第2号、認定第3号について、9月13日、5名全員の委員で関係課職員の出席を求め審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。それぞれの会計ごとに報告します。

認定第2号、平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成30年度の国保税対象者は4,974人で歳入25億281万4,474円、歳出24億7,652万8,719円で黒字決算であります。今日の人口減少に伴う現況において、さらに高齢化が進み昨年より120人被保険者が減少しています。国保税は、平成29年度から資産割、平等割をなくし、所得割、均等割の2方式になっております。一般被保険者国民健康保険税全体では、調定額4億8,949万2,079円に対し、収入済額4億3,970万1,504円で徴収率89.83%であり、前年度と比較すると徴収率では0.27%の減、収入済額は8,576万3,195円減、率にして16.3%の減であるが徴収率そのものは昨年同様であり問題はないと思われるが、一段と

高齢化を迎えるため、国民健康保険事業については注意深く進めてほしいとの意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、平成 20 年 4 月 1 日発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。対象者は 2,688 人で前年度より 10 人増加です。75 歳以上の高齢者（後期高齢者）を国保、健保から別にして 75 歳以上の独立した保険制度であります。川南町においても高齢化社会を迎える中で、後期高齢者医療特別会計に属する対象者が増えることが予測されますので、医療に関する事業等の環境づくりに力を注ぐようにとの意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、介護認定審査会は、川南、都農交互に年間 50 回開催しております。認定審査件数は、川南町 744 件、平成 31 年 3 月末の要介護認定者は 761 人です。なお高齢化率は 34.4%です。平成 30 年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額 17 億 1,032 万 2,310 円に対し、歳出総額 16 億 2,789 万 4,768 円になっており、また不用額として 7,209 万 4,232 円がありますが昨年より 3,153 万円程度減少し改善の跡がみられます。内訳については、保険給付費事業の居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスが主なものであります。介護保険も国民健康保険と同様に人口減少に伴う影響が大きく、また一方では高齢化社会を迎える中で介護保険制度の充実を求める意見もありました。平成 30 年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算については、採決の結果、認定すべきと全員賛成で決定しました。

平成 30 年度川南町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、通浜地区における下水道整備事業として、平成 2 年度に漁業集落排水事業が開始され今日を迎えております。歳入については、使用料 967 万 7,315 円、繰入金 1,961 万 5,000 円が主なもので、収入済額 3,127 万 9,174 円で、歳出は維持管理を含めた漁業集落排水施設整備事業費が主なものであります。事業開始後 30 年を迎える中で、今後は施設の保守等の管理が必要と思われます。通浜地区も例外ではなく高齢化が進む中において、使用料の不能欠損はなく会計としては正常であることから、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算認定について、営農飲雑用水施設として、鶴戸の本、赤石、椎原地区 22 戸 43 人、掛迫、旭ヶ丘、村上地区 53 戸 129 人の飲用水等の供給を目的とした事業会計です。町の水道事業会計との一元化に向けた平成 30 年度営農飲雑用水事業の取組がみられ、令和 2 年度における法適用水道会計との統合についてはスムーズにできるよう施設の管理を含めて慎重に対応してほしいとの意見もありま

した。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、川南町の中心を活性化するために下水道事業の充実を図るために区域を削除し、182ha とし、対象人口 3,448 人加入人口 2,476 人で加入率 71.8%であります。事業の加入者については減少することなく毎年増えている状況にあるが、さらに下水道事業の推進に努めるようとの意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算認定について、尾鈴地区畜産用水管理事業は、県営尾鈴土地改良事業を利用した事業であるが、これらの事業が完了するまでの期限が設けられており、現在のところ令和 5 年度完了が見込まれている。平成 30 年度の利用 17 件で使用料は 74 万 2,986 円です。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

平成 30 年度川南町西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定について、平成 30 年度については、不服の申立はありませんでした。平成 28 年度に設置されておりますが、今日までありません。なお、不服審査会の委員は 5 名で構成され、任期は 3 年で再任は可となっております。平成 30 年度川南町西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定は、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

認定第 3 号、平成 30 年度川南町水道事業会計決算認定について、水道事業は、昭和 50 年使用開始から 43 年が経過、現在の給水戸数 6,439 戸、給水人口 14,498 人、昨年と比較すると給水戸数は増加している。しかし給水収益は減少しており、これは主に大口利用者の減によるものであり、今後は人口減少による給水人口の減少が考えられる。このような状況の中で、水道事業も 43 年を経過する現況において、台風、地震等の災害に考慮した事業計画、町民の生活を最優先に努めるようにと意見もありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上報告致します。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

これから、認定第 1 号平成 30 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から討論をいたします。歳入から歳出を差し引き3億675万150円の黒字決算です。消費税増税を国の言いなりに認め、使用料、利用料、水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せられ、町民の負担増です。平成30年度も保育所や老人ホームの民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算でした。学校給食調理業務は、民間企業に委託して12年目の予算計上です。長期契約で、委託料は値上がりしていますが、働く方々の処遇改善にはならず、委託業者の利益にまわっていると思います。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用に戻して処遇改善を図るべきではないでしょうか。さらに、今日の学校給食法が栄養改善から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ食育と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の生きた教材、教科書と位置付けられています。学校教育活動や食教育の一体性の観点からも学校活動全体に参加できない営利企業給食会社に調理を委託することは、学校管理運営の計画、実施、評価、予算化を分断します。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託していることは間違っています。平成26年度から文化ホール・図書館が指定管理者となりました。川南町内に住む定住化を進め、11人が働き町内に住んでいます。サンA川南文化ホールは川南町にとって誇れる文化施設にしていきたい。民営化になってエントランス等で机や椅子を借りるのにもお金がかかります。直営のときはなかったことです。川南町では、平成27年度以降マイナンバー利用システムと交付関連事業に多額の予算が投じられています。マイナンバー制度は、日本に住むすべての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号を付け、様々な機関や事務所などに点在する個人情報をその番号を使って簡単に名寄せ、参照できるようにし、個人情報を活用しようとする制度です。個人情報の流出など事件、事故が問題になっています。同時に企業が儲けのために様々な個人情報を1つにまとめ分析し、人の思考や好みの傾向などが分かると言われ、プライバシーが侵害されます。2016年1月から希望者に対し、顔写真やICチップの入ったマイナンバーカードの交付が始まり、法律が施行された現在もトラブルやマイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しています。確定申告や年金の扶養親族等申告書にマイナンバーの記載欄ができたことで手続きが複雑化・煩雑化し、国民は無用な混乱を押し付けられています。本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は、憲法によって保障された人権の一つです。特に現代の高度に発達した情報化社会では、国家や企業などに無数の情報が集積されており、本人の知らないところでやりとりされた個人情報が、本人に不利益な使い方をされる恐れがあります。そのため、どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利もプライバシー権として認めるべきだと考えるようになっていきます。マイナンバーは、大量の個人情報を蓄積し、税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野の情報を1つの番号に紐づけしていきます。他人に自分の情報の何を知らせ、何を知らせないのかを

コントロールできる自己情報コントロール権が著しく侵害されることとなります。生涯同じ番号を使う限り、漏れた情報が蓄積されていけば、膨大なデータベースが作られる可能性が常にあります。1つの番号で名寄せできる情報が多いほど詐欺やなりすましなどの犯罪に利用される恐れも高まります。カード希望者は全国でも川南町でも政府の思惑どおりに広がってはいません。マイナンバーカードは身分証明の他に住民票の自動交付や印鑑証明書交付に使えるとありますが、本当に生活に必要なものなのでしょうか。私には証明書の発行がこれから先必要になるとは思えません。他人に見せてはならない個人番号と顔写真が1つになったカードを持ち歩くこと自体が個人情報保護する点からすればかえって危険です。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。人口知能AIなど情報通信技術が革命的に短期間で進歩するといわれています。マイナンバーカードの普及を国言いに進めるべきではありません。川南町は、地方自治体として町民の立場に立ち、将来を見通した判断力が求められています。町民の暮らしが今いかに大変なのか、町民目線で見ればはっきりしています。国言いの町制ではなく、安倍政権の暴走にはっきりNOと言い、町民の立場を貫く町制こそ求められています。基金の運用についても、住んでいる川南町民に喜ばれることに使うべきです。川南西自治公民館建設、総合福祉センター建設等も町民にとって利便性を高めるものとするよう求めておきます。また交付税の算定ミスがあり、その不足分が戻ってくるとの説明でしたが、今後このようなミスを起こさない再発防止を求めます。川南町は、これまで大きな災害がありませんでした。災害に強い町として、川南は人口減対策に活かすことはできないのか、命を守る災害対策に備えたいものです。住んでよかった。大好きな川南と言われるように町民の福祉の増進を図るといふ地方自治体本来の使命の実現を求めまして、平成30年度一般会計決算の認定について、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから認定第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、認定第1号平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午後 0時15分休憩

.....

午後 1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

認定第2号平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。国民健康保険事業特別会計は黒字決算です。国保加入者が人口減と後期高齢者医療への移行により被保険者数が減少しています。国民健康保険法は、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどがあってはなりません。川南町では、法律で定めた限度額いっぱいの国保税を徴収しています。また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われています。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしています。さらに介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で厚労省は滞納処分の強化でこれを乗り切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティーネットといわれる国民健康保険が格差と貧困の拡大するなかで、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。安倍政権は2018年度から国保の財政運営を市町村から都道府県に移行させました。実質的には国保のさまざまな実務はこれまでどおり市区町村が行っています。市区町村のみの単独運営であったこれまでの国保との最大の違いは、都道府県が国保財政を握るということで、大きな権限を持つことになりました。国保財政が困難になった原因を高齢者が増えたことに転嫁する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対立させます。今の国保の状態は、憲法25条の最低限度の生活を営む権利に反します。死亡者を生み出すような制度は13条生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に違反します。憲法の理念を国民に普及する課題としても、国保は重要です。川南町は国保の税率を改定し、税徴収に関して工夫して収納率アップに取り組まれていることは評価できると考えます。努力も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。宮崎県の市町村国保への独自支出金は、2000年度には1億1,600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。県からの補助を働き

かけていただきたい。年金が減額される中、高い国保税を払い、介護保険料を年金から徴収されて現在と将来に不安を感じつつ残りの年金でやりくりをしているという生活実態を踏まえて町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす自治体の本来の姿を求めまして反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、認定第2号平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、認定第3号平成30年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから認定第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、認定第3号平成30年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第26、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第八十三条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。中津 克司君、蓑原 敏朗君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 12 票、反対 0 票、以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第 27、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に徳弘 美津子君及び児玉 助壽君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。
順次投票願います。
投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
これから開票を行います。徳弘 美津子君、児玉 助壽君、開票の立会をお願いします。
投票の結果を報告します。
投票総数 12 票、そのうち賛成 12 票、反対 0 票、全員が賛成であります。
従って、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。
議場の出入り口を開きます。
日程第 28、諮問第 3 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決の方法は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
ただ今の出席議員は 12 名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に竹本 修君及び米田 正直君を指名します。

投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。
本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。
順次投票願います。
投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

竹本 修君、米田 正直君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 12 票、反対 0 票、全員が賛成であります。

従って、諮問第 3 号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第 29、同意第 8 号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に内藤 逸子君及び川上 昇君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。内藤 逸子君、川上 昇君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 11 票、反対 1 票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第 8 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第30、発議第1号国土強靱化対策の推進を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君） 国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）。近年、全国各地で豪雨や地震などの自然災害が頻繁かつ激甚に発生しており、その脅威に我が国、国民はさらされている状況にある。このような多発する自然災害に備えるべく、国民の生命や財産を守るために防災・減災、さらには国土強靱化を進めることは極めて重要であり、喫緊の課題と考えている。そのため、国においては、国民の生命はもちろん、その生活を守るために重要インフラ等の機能維持の対策を令和2年度までに集中的に取り組んでいる。本県においても、毎年のように発生する豪雨や河川氾濫、土砂災害などから、また極めて大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生から、県民の生命や財産を最大限に守るために、高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ、河川や海岸の堤防、さらに港湾施設などの社会資本の整備、また避難所の設置や避難路の確保など、社会資本の整備が急務であると考え。また、市町村にあっては災害の最前線に位置することから、早急な対応は勿論、想定し得る災害に対する備えを可能な限り充足できるよう全力で取り組んでいるが、脆弱な財政基盤に起因して、十分に住民福祉に寄与できるところに未だ達していない。よって、国におかれては、前述の状況を踏まえ、想定される災害に係る未然防止と発生後の迅速な対応に向けて、地方創生の取組と連携しながら国土強靱化対策をより一層推進されるよう、下記事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。記、1、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を推進するため、国・県さらに市町村が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。2、3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。3、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。4、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月24日衆議院議長 大島 理森殿、参議院議長 山東 昭子殿、内閣総理大臣 安倍 晋三殿、財務大臣 麻生 太郎殿、総務大臣 高市 早苗殿、国土交通大臣 赤羽 一嘉殿、内閣官房長官 菅 義偉殿、国土強靱化担当大臣・内閣府特命大臣（防災） 武田 良太殿。宮崎県川南町議会。以上よろしくお願ひします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号国土強靱化対策の推進を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第1号国土強靱化対策の推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

ただ今可決されました意見書の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第31、請願第1号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書について議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子委員長） 国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書につきましては、総務厚生常任委員会に付託されておりました、委員全員で審査いたしました。委員全員で可決であります。以上報告します。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号について、採決します。

お諮りします。

この請願は、委員長報告のとおり、採択することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、請願第1号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただ今、内藤 逸子議員ほか1名から発議第2号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第2号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。追加日程第1、発議第2号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書案を朗読いたしまして提案と致します。高すぎる国民健康保険料（税）が国民を苦しめ、滞納への罰則によって保険証を取り上げられた人が、受診が遅れて死亡するなどの悲惨な事態が相次いでいる。国保は無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入している。ところが一人当たりの保険料（税）は、協会けんぽの1.3倍、組合健

保の1.7倍に上っている。国保料（税）には、家族人数に応じて負担が増える均等割があり、子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がっている。こうした問題を解決するために、全国知事会などの地方団体は、1兆円の公費投入など、国の財政支援により国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げを求めている。高すぎる国保料（税）を引き下げ、格差を解消することは、国民のくらしと健康を守り、国保制度の健全な運営と医療保険制度安定のためにも不可欠となっている。以上の趣旨から、国保への公費支援を1兆円増額し、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げ、国保料（税）を高くする原因となり、子育て世帯などに過酷な負担となっている均等割、平等割、世帯割を廃止する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月24日衆議院議長 大島 理森殿、参議院議長 山東 昭子殿、内閣総理大臣 安倍 晋三殿、財務大臣 麻生 太郎殿、厚生労働大臣 加藤 勝信殿。宮崎県川南町議会。

○議長（河野 浩一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第2号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第2号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、意見書の取扱については、議長一任することに決定しました。

日程第 32、人口問題対策調査特別委員会調査中間報告書（第 3 回）を議題とします。

本特別委員会から、調査中間報告書（第 3 回）が提出されておりますので人口問題対策調査特別委員長の報告を求めます。

○人口問題対策調査特別委員長（福岡 仲次委員長） 人口問題対策調査特別委員会の調査につきまして報告申し上げます。本委員会は、本町における少子化及び人口減少等、いわゆる人口問題について総合的な調査研究を行うことを目的に平成 29 年 3 月に設置されたものであります。平成 29 年には、現地調査として鹿児島県長島町及び志布志市、平成 30 年には福岡県みやま市及び佐賀県みやき町を視察し、各自治体の施策の概要を取りまとめるとともに調査検討を重ね、平成 29 年 12 月に本町での実施を早急に求める 9 つの提言を行い、平成 31 年 3 月に 3 つの所感を導き出し、9 つの提言とともに確実な実施を町当局に求めました。提言後も鋭意調査研究を続け、令和元年 7 月には、人口問題における地域活性化の具体的取組を主眼として福岡県赤村及び大分県国東市国東時間株式会社において視察研修を実施し、全議員の意見を参考に、4 つの考え方を取りまとめました。それらを踏まえての政策の立案及び実施を町当局に強く求めてまいります。以上が本委員会の 3 回目の中間報告の概要であります。詳細につきましては、別添の報告書を御覧いただけたらと存じます。なお、前回及び前々回の報告書でも明記しているとおり、我が国全体の人口が今後も減少傾向の中において、人口増加を実現していくことは難しい課題であり、今後も長期的な調査を継続していく必要があると考えます。最後に、本委員会で示した提言等と、町当局の各施策との連携が図られることで、町民の皆様の暮らしがより豊かになることを目指し、今後とも積極的に取り組んでいくことを申し添えまして、第 3 回の調査報告といたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、人口問題対策調査特別委員長の報告を終わります。お諮りします。

ただ今報告されました調査中間報告書（第 3 回）の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、調査中間報告書（第 3 回）の取扱については、議長一任することに決定しました。

日程第 33、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第 34、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第 35、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和元年第 4 回川南町議会定例会を閉会します。

午後 2 時 08 分閉会
